

改正

平成22年 3月31日告示第52号

仙北市広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙北市（以下「市」という。）の印刷物等への有料広告（以下「広告」という）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市の印刷物等への広告掲載は、市資産の効用及び信頼性を損なうことなく広告媒体として活用し、地域経済の活性化に資するとともに自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告掲載を対象とする印刷物等)

第3条 広告掲載を対象とする印刷物等は、次のとおりとする。

- (1) 市の広報紙、パンフレット、封筒等の印刷物
- (2) 市のウェブサイト
- (3) その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 公衆に不快の念を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (10) 広告の主体及び責任の所在が不明確のもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載料、募集方法及び選定方法等は、必要に応じ、広告媒体ごとにその性質に応じて別に定める。

(広告代理店への委託)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、広告の募集等について広告代理店等に行わせることができる。その場合において、必要な事項は、広告媒体ごとに別に定める。

(審査機関)

第7条 広告掲載の適否を審査させるために、仙北市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、総務部長、総務部次長、総務課長、企画政策課長、税務課長をもって充てる。

3 委員会の委員長は総務部長とする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員

が、その職務を代行する。

(審査申請)

第8条 所管課長等は、広告の掲載申込を受けたときは、その内容について広告審査委員会審査申請書(様式第1号)により、委員会に審査申請しなければならない。

(会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会の会議を招集する暇がないと委員長が認めるときは、回議により審査を行うことができる。この場合において、審査は、広告審査回議書(様式第2号)により行うものとする。

6 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 原稿及び広告物の作成経費は、広告主が負うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月12日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第52号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

年 月 日

仙北市広告審査会委員長 様

（所管課長）

広告審査委員会審査申請書

下記案件について審査を受けたく、仙北市広告審査委員会の審査を申請します。

記

広告掲載の媒体	
広告掲載の時期・期間	
審査件数	

1. 審査する広告業者名・内容

広告業者名	
内容	

2. 所管課から掲載予定広告に対する意見

--

様式第2号（第9条関係）

委員長 (総務部長)	総務部次長	総務課長	企画政策課長	税務課長	係	担当者

年 月 日

広告審査回議書

1. 審査する広告業者名・内容

2. 広告に対する意見

(所管課長) 様

仙北市広告審査会委員長

広告内容の審査の結果、広告の掲載を認めます（認めません）。